（地方厚生局長等への権限の委任）

第八十条　法第四十五条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第四十一条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二　法第四十一条第四項において準用する国民年金法第百九条の四第四項の規定による公示

三　法第四十一条第四項において準用する国民年金法第百九条の四第五項の規定による通知

四　法第四十二条第二項において準用する国民年金法第百九条の六第二項の規定による認可

五　法第四十二条第二項において準用する国民年金法第百九条の六第三項の規定による報告の受理

六　法第四十四条第一項の規定による認可

七　法第四十六条第二項において準用する国民年金法第百九条の十第二項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる事務の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該事務に係る権限

八　法第四十七条第二項において準用する国民年金法第百九条の十一第二項の規定による認可

九　法第四十七条第二項において準用する国民年金法第百九条の十一第四項の規定による報告の受理

2　法第四十五条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。（法第四十六条第一項第十三号及び第十五号に規定する厚生労働省令で定める権限）

第八十一条　法第四十六条第一項第十三号及び第十五号に規定する厚生労働省令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一　法第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第一項の規定による督促

二　法第三十一条第二項において準用する国民年金法第九十六条第二項の規定による督促状の発行（法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定）

第八十二条　法第四十六条第一項第十七号に規定する厚生労働省令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の二及び第百八条第六項

二　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条、第五十条及び第七十条第五項

三　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第四十九条の三第一項

四　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の二

五　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十六条第九項及び第百十四条

六　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十三条の二及び附則第二十条

七　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十条

八　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第六十八条第九項及び第百四十四条の二十五の二

九　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十七条

十　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十三条の二

十一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十六条及び第二十八条第二項

十二　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十二条の二

十三　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百三十八条

十四　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二百三条

十五　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法第七十八条の二

十六　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百十四条の二

十七　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百四十四条の二十五の二

十八　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第四十七条の二

十九　統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十九条及び第三十一条第一項（法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第八十三条　法第四十六条第一項第十八号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　第三条第一項、第十八条第一項、第三十三条第一項及び第四十八条第一項の規定による交付に係る事務並びに第三条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第三十三条第二項及び第三項並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による通知に係る事務

二　第五条第一項、第二十条第一項、第三十五条第一項及び第五十条第一項の規定による確認に係る事務、第五条第二項及び第三項、第二十条第二項及び第三項、第三十五条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項の規定による報告並びに書類の提出の求めに係る事務、第六条第三項、第二十一条第三項、第三十六条第三項及び第五十一条第三項の規定による書類の提出の求めに係る事務並びに第十二条第三項、第二十七条第三項、第四十二条第三項及び第五十八条第三項の規定による書類の提出の求めに係る事務

三　第六条第一項、第二十一条第一項、第三十六条第一項及び第五十一条第一項の規定による届書の提出の求めに係る事務

四　第六十五条第一項から第四項までの規定による添付書類の省略に係る事務

五　住民基本台帳法第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供を受けることに係る事務（法第四十六条第一項各号に掲げる事務に係る請求等）

第八十四条　法第四十六条第一項各号に掲げる事務に係る請求、届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

（法第四十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの）

第八十五条　法第四十七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　徴収金（当該徴収金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）

二　年金生活者支援給付金の過誤払による返還金（当該返還金につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）